

# 社会格差を背景とした教育格差の現状と その対策について

NPO法人POSSE理事 川村遼平

## はじめに

私が所属するNPO法人POSSEは、20～30代の学生や社会人が中心となって、若年者の労働問題や格差・貧困問題に取り組んでいる。その一環として昨年から活動を開始したのが、奨学金問題だ。ここでは、日本の教育格差の現状を整理し、問題提起したい。

## 貧しいと大学に行けない

青砥恭著『ドキュメント 高校中退』（ちくま新書、2009）は、タイトル通りの衝撃的な内容だった。この本の高校生と同様に、「お金がなくて学校に通えない」状況は大学生にも蔓延している。

2009年7月に東京大学が発表した調査によると、年収400万円以下の家庭では大学進学率が31.4%にとどまるのに対し、1000万円超の家庭では62.4%にのぼる。この調査は、日本に教育格差が存在することを浮き彫りにしたといってよいだろう。

近年、貧富の格差が拡大し、教育費の増大とも相まって、親の年収が低いと子どもは高校・大学に進学できない状況が生まれている。しかし、たとえば北欧諸国など他の先進諸国では、失業者の子であっても授業を受けることができるよう、公的な制度による支えがある。そもそも公教育が無償の国もあるし、そうでなくても援助や学費減免の制度が公的に存在する。「親の年収が低いため」学校に通えなくなるかどうかは、親の問題ではなく社会の問題という面が大きい。

## 社会福祉の側面が薄れる「奨学金制度」

教育格差が社会問題として浮上している中、貧しい子どもたちを支援すべき日本の奨学金制度はむしろ社会福祉としての側面を弱めつつある。

残念ながら、日本には返還を求めない「奨学金」というものが公的にはない。先進国で給付型奨学金がないのが日本だけであり、日本社会全体で、等しく人材を育成するしくみが未成熟といえる。大半に利子がつく貸与型奨学金は、元学生が支払う利子を融資する金融機関が受け取るしくみになっている。

多様な奨学金制度があるが、日本学生支援機構（旧日本育英会）のしくみを紹介する（高校生も貸与を受けられる）。

### 奨学金の種類

#### 第一種奨学金（無利息）

利息：無利息

選考：とくに優れた学生・生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与。

#### 第二種奨学金（利息付）

利息：年利3%を上限とする利息付（在学中は無利息）

選考：第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与。

### 返還の方法

卒業後、原則として月賦または月賦・半年賦併用のどちらかの割賦方法で返還。返還期間は最長20年以内。

### 返還期限の猶予

#### ・一般猶予

災害、傷病、生活困窮など…1年ごとに願出、当該事由が継続する期間。

外国留学・研究中／生活困窮＜経済困難・失業中・入学準備中＞…1年ごとに願出、5年が限度

#### ・在学猶予（大学・大学院などに在学中）

#### ◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安

○給与所得者の場合…年間収入金額（税込）が300万円以下

○給与所得者以外の場合…年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下

日本学生支援機構の奨学金制度（概要）

奨学金の貸与、返還、返還期限の猶予について、おおまかにご理解いただけたと思う。

ところで日本学生支援機構では、2010年度から本格的に奨学金を返還しない者の「ブラックリスト化」が導入される。これは、奨学金の返還を延滞するとクレジットカードやローンが利用不能になるものである。若い頃に貧しく、返還が滞ってしまった場合、その後の人生に大きな影響を及ぼしてしまう。

この措置の導入においては、必要な対策を検討する際に欠かせない下記の適切な現状認識が不足していると思う。

第一に、若者の非正規雇用率が増加し、低収入の労働者が増加していること。年収300万円未満で働く若者は若年労働者の50%、年収150万円未満で働く若者は25%を超えている。

第二に、客観的には返済が困難になっているにもかかわらず、奨学金は民間の金融機関に比べて優秀な返済率を誇っていること。日本学生支援機構の調査でも、本来猶予の対象となるべき若者が返済していることがわかっている。これは、「奨学金は借金」ということばかりが強調され、後述するように猶予が行き届いていないことと表裏一体でもある。

第三に、実は延滞者の約9割が「返済猶予」となるべき生活水準で生活していること。これは日本学生支援機構自身が調査したものであるが、その結果は残念ながら「返済猶予」に対して十分に活用されていない。この調査からわかるのは、返済が不能な者に猶予が行き届いていないということであって、返せるのに返さない若者が増えているということではない。

第四に、そもそも猶予の仕組みが不十分であること。年収300万円未満の者は基本的に猶予対象となるが、その上限は5年である。これは年功賃金で生計を立てている労働者が典型であった時代の名残と思われるが、今の非正規雇用の賃金は頭

打ちで、年収300万円未満の者はいつまで経っても生計にめどが立たない。「5年が過ぎたら自己責任」というのが日本学生支援機構の見解であるが、なぜ5年を過ぎた途端に猶予の対象から外れるのか、納得のいく理由は示されていない。

自身の収入に見通しのつかない現代では、「ブラックリスト化」によって、奨学金は貧困世帯の若者にとって「高嶺の花」になってしまうだろう。実際、「奨学金は借金だから」とバイト代だけで学費を稼ぎ、学業に支障が出てしまっている学生も少なくない。

## 人を育てる制度を

高校教育無償化法案は衆院で可決され、実現へと向かいつつある。給付型奨学金の創設も民主党は打ち出している。しかしながら、「ブラックリスト化」の流れは止まっていない。個別の制度を縫い合わせるのではなく、「教育に対して国が財政を投入することの意義」を真剣に考えることが問われているのではないだろうか。もし従来と同様ならば、日本の奨学金は制度的に破綻したままとなる。なぜなら、猶予水準以上の賃金で働いている若者は半分もいないからである。「ブラックリスト化」によって若者の生活水準はさらに低下してしまう。

奨学金を福祉政策として位置づけ直し、貸与型の奨学金に関しても年収に応じた無理のない返済システムを構築するなど、教育を必要とする学生のための制度への転換が検討されるべきと思う。

世の中には貧しさの中でも懸命に勉強をしている学生もおり、彼らの教育を受けたいという気持ちに対して支援できる制度の構築が必要なのだと考える。

こうした現状を学生自身がどのように考えるかも重要な問題であると思われる。教育現場の関係者各位には、ぜひこの問題を生徒と共有していただければ幸いである。